

国保だより

12月は国民健康保険制度の適用適正化月間 国保資格の適正な適用について、ご協力をお願いします。

■国民健康保険の届出を忘れずに

●国民健康保険に加入の必要がある人

国民健康保険は、74歳までの人で社会保険（健康保険、共済・船員保険も含む）の被保険者およびその被扶養者を除く、すべての人が加入する制度です。退職などの理由で社会保険に加入していない人は、国保に加入する必要があります。資格取得の届出が遅れると、社会保険の資格喪失日までさかのぼって課税されますので、早めに手続きをしましょう。

※手続きの際、退職した人の場合には、健康保険を脱退した証明書（資格喪失証明書・離職票など）と印鑑が必要です。

●社会保険などに加入したため、国民健康保険から脱退する人

社会保険などに加入したため社会保険と国民健康保険の両方の被保険者証を持っている人は、国保の資格喪失届が必要です。届出をしないと、国保税が課税されたままで、社会保険料と両方納めている状態になってしまいますので、忘れずに手続きをしましょう。

※手続きの際、社会保険になった人の場合には、社会保険被保険者証と国民健康保険被保険者証および印鑑が必要です。

■社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがあります。扶養認定ができるかどうか、各健康保険組合によって異なる場合がありますので、勤め先に相談してから手続きをしてください。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少に伴う減免はご存知ですか？

コロナウイルスによって収入が減少した方や就職活動が困難になった方は、減免などが受けられる場合がありますので健康課までご相談ください。

問合せ先 健康課 ☎ 34-1111

特定健康診査はお済みですか？

今年度7月・8月・9月に実施しました特定健康診査は受けましたか？実施期間中に受診できなかった場合でも、**大野町の医療機関に限り、12月26日（土）まで**受けることができます。（※医療機関によっては対応できない場合あり）受診を希望される方は、受診券送付時（6月末）に同封しました案内を見て、医療機関に問い合わせください。

受診券等がない場合は再発行できますので、大野町保健センターまでご連絡ください。なお、今年度、すでに特定健康診査、人間ドックの補助を受けられた方は、受診できませんのでご了承ください。

問合せ先 保健センター ☎ 34-2333 / 健康課 ☎ 34-1111